

令和7年9月17日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

碧南市長 小池友妃子
(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 に対する回答について(送付)

初秋の候、貴殿におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本市の行政運営にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、みだしの件につきまして、下記の通り回答いたしますので、ご査収ください。

記

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【回答】情報システム標準化に伴う国の標準仕様やシステムベンダーの開発動向は未だ不透明な部分も多く、当市の独自施策との不一致による対応については、今後、その対応方法や費用を精査しながら、それぞれの事業毎に検討を行っていきます。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

【回答】現在、市への申請等の手続きにおいて、申請方法を電子申請のみに限定するなど、窓口での申請を不可とする考えはございません。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】保険料については第9期からは4段階増やして17段階の多段階設定をしております。1～3段階の低所得段階の方の料率は国の求める料率より低く設定しております、十分に配慮しておりますので、第1段階・第2段階の方の免除は考えておりません。

介護保険料の減免、利用料の補助を実施しており、他市と比較しても劣っている状況ではありませんので、拡充は考えておりません。

食費、居住費への補助については、考えておりません。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】利用者の状況をアセスメントし、適切な支援及び必要なサービスを導入しています。

報酬単価の引き上げについては、ご意見としてお聞きします。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】福祉用具貸与の対象品目については、国の定める対象品目としており、対象品目の縮小は行っていません。個々の製品が対象品目に該当するかの判断は、（公財）テクノエイド協会の基準に準じていますので、市独自の要件の緩和は考えておりません。また、要介護度による貸与品目の制限については、「例外給付」制度において、必要である旨が判断される人であれば利用できる仕組みとなっています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】介護ニーズや保険料とのバランスに配慮しながら、基盤整備については介護保険事業計画で検討していきます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそろようにしてください。

【回答】「特例入所」については、令和5年4月に国の「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」が改正され、従来の対象者の選定基準に加え、地域の実情を考慮した入所判定を行うことになりました。今後、各施設と情報交換しながら適正な入所基準について検討してまいります。

★(4)介護人材確保

①介護職員の待遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】処遇改善に関して、自治体独自の施策は考えておりません。夜勤及び長時間労働については、ご意見としてお聞きします。介護人材確保につきましては碧南市介護サービス機関連絡協議会と人材確保の課題を共有し対応策を検討しております。

なお、令和7年度より介護サービスを提供する事業所における人材の定着の推進及び介護サービスの質の向上を図るために、介護人材育成等支援補助金交付を行っています。介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、再研修、更新研修や認知症介護実践者研修等に必要な研修の受講料を補助するものです。補助金の額は、受講料の合算額から寄付金等その他の収入額を控除した額の2分の1または10万円のいずれか低い額で、1事業所につき1年度あたり10万円を限度としています。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】助成制度及び無料検診の実施については考えておりません。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【回答】市内2箇所にまちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をしています。また、老人憩いの家を市内30箇所に設置し、老人クラブに管理運営費を補助しています。また、地域包括支援センターではサロンの開催をしているところです。今後も地域で高齢者を支える街づくりとして、集まる場所の提供への支援や協力を検討してまいります

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】既存事業の外出支援サービスなどをご利用いただきたいと思います。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】第9期ほっとプラン（介護保険事業計画）を策定し、認知症基本法の基本理念を盛り込んで「高齢者の尊厳を保持し希望を持ち暮らすことができる」地域づくりをすすめてまいります。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】令和2年10月より市が契約者となり個人賠償責任保険事業を実施しております。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】市のホームページに認知症簡易チェックシステムを掲載しております。その利用により認知症の早期対応の体制としております。

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】要介護1以上の方は基本的に多くの方が対象となりえますが、厚生労働省の通知を参考にして、介護度のみでなく、障害高齢者自立度（A1以上）又は認知症高齢者自立度（IIa以上）を合わせて状態を把握し、認定しています。

なお、自動送付につきましては、本市では令和2年度より行っております。ただし、確定申告等の申告者が本人であるのか、本人を扶養する方であるのかが不明であることから、きめ細やかな対応するため、初年度のみは窓口での申請をお願いしております。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国民健康保険特別会計全体の現状では、国保税の引き下げは難しい状況です。

②前年度までに積み立てられた基金や剩余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】すでに基金は取り崩して残高はほとんどありません。また、剩余金を使用しても、なお、厳しい状況です。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険税の減免制度を実施しています。現在のところ拡充する予定は、ありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】均等割は医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に賦課するものであり、18歳未満の子どもについても相応の負担となります。現在のところ拡充する予定は、ありません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】現在のところ、その予定はありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】制裁措置を行っておりません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】税務課において滞納整理を実施しており、滞納処分の執行停止、欠損処理は適切に実施しております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしています。

(4) 傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】現在のところ、その予定はありません。

(5) 一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】一部負担金減免制度は、実施済みです。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】広報へきなん、ホームページにて行っています。

★(6) 資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるよう、資格確認書はマイナ保険証を持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】現時点で、国保加入者全員に資格確認書の交付をしていく予定はございません。

資格確認書を被保険者全員に職権交付するためには、費用や事務負担等も考慮する必要がでまいります。また、国からは、「全員に一律 資格確認書を交付する状況ではない」との見解が示されております。国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれております。後期高齢者のように、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する可能性が高いといえる状況ではありません。以上を踏まえまして國の方針に従ってまいります。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】生活保護は法に基づく国の制度であり、地域格差も考慮された最低生活費が算定されています。市独自に手当を支給することは法の主旨に反するため、支援できません。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】生活保護はセーフティネットであり最終手段といわれるとおり、前段階として他法により申請に至らないケースも多くあります。他法を知らずに申請をすることで相談者が不利益を被ることもあるので、申請を前提とすることなく、まず相談により個別の事情を把握することが重要と考えます。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】②同様真に生活保護を必要としているかどうか、自己判断で生活保護を受給しなければ生活できないと思っているだけではないかという見極めを面談の中でするべきがあります。「どうして申請させてもらえないんだ」というような別の論議へすり替わるより、できる限り生活状況を把握させてもらい、他法では立ち行かない場合に結果的に申請に至るというプロセスが重要と考えます。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居住保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居住支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】現在地保護の原則等により他自治体にたらいまわしにすることはできません。個別の事情により居住によることができなければ施設入所をすすめることになります。生活保護の施設に関しては愛知県の管理となりますので個室化等については県の判断によります。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】入居、転居時の設置費としての支給以外の場合に関しては、個人のやりくりもしくは貸し付けを受けることとされています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】申請者の意向と扶養義務者の意向が異なることもありますので、一概に申請者の意向を尊重することも無く、申請者に事情をよく聞き取った上で照会の是非について判断します。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】個別事情により認めてはいますが、掛かる費用の捻出や運転能力、無制限な使用等容認後の監視も必要となり、積極的な容認とはなりません。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】現状充足しています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】母子等問題を抱える家庭については状況によりこども課の女性支援員を伴って相談に応じたり、女性通訳を配置することにより比較的スムーズに相談ができます。対象世帯が多くなるなど必要に応じて検討します。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】現在3名のケースワーカーの全員が有資格または年度内の資格取得見込み

です。研修については、県主催の研修、西三河近隣市で構成される事務研究会、市町村アカデミーに参加する他、内部研修などで知識及び相談スキルの向上を図り、個々の生活保護受給者の実情に即した適切な支援及び指導を行うよう努めています。また、ケースワーカーの外部委託化は考えておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】就労支援は専門性も高く、粘り強い対応が必要でもあり、ケースワーカーの負担軽減のためにも社会福祉協議会に外部委託をしています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】社会福祉協議会に対し委託を行っておりますが、引き続き生活保護担当部署を始めとする関係各機関との速やかな連携ができるよう実施して参ります。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】受付窓口を社会福祉協議会で実施することにより、専門職による多岐に渡る相談内容への対応を可能にしています。分かりやすい広報等についてはこれからも引き続き努めてまいります。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】物価高騰等による生活困窮世帯への助成については国全体の問題として過年度において行われてきました。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業は現在のところ予定はありません。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】令和6年10月1日より、18歳年度末までの子どもに対する医療費無償化を実施しています。その他の現行制度の拡大は考えていません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓

口負担を無料にしてください。

【回答】自立支援医療(精神通院)対象者の本人負担分については、市単独事業で自立支援医療を適用した精神科の医療費を助成対象としています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料してください。

【回答】住民税非課税世帯であることのみを要件として、制度の対象とすることは考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】制度の創設は考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】居場所づくりの一環としてこども食堂の取り組みに対し、公共施設利用料の減免や、各種情報の共有、PRの実施などを引き続き行ってまいります。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】令和7年4月1日より、こども課に「碧南市こども家庭センター」を設置・開設いたしました。センター長をこども健康部長、統括支援員を専任職としてこども課に1名、こども課と健康課それぞれにセンター員を配置いたしました。児童福祉機能及び母子保健機能の一体的な運営を通じて、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援並びに妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく行ってまいります。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】対象者は生活保護基準の1.2倍以下の世帯までしております。「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」とし、家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断しています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】支給内容の拡充については、令和3年度からオンライン学習通信費の支給を実施しております。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】申請の受付は、学校と市の窓口双方で受け付けています。年度途中の申請については、随時、市広報、ホームページ、学校等を通じ周知を行っております。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。
- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】市長の重点施策に当該項目がありますが、このうち、小学校につきましては、令和7年度3学期分の給食費の無償化を行う予定です。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】3歳児15対1及び1歳児5対1の配置については、すでに実施しています。4・5歳児25対1の配置については、保育士不足により保育の提供に支障を及ぼすことがないよう、まずは保育士の確保に努めてまいります。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】保育園・幼稚園の統廃合については、施設の老朽化や入園児数の推移をみながら、検討してまいります。また、統合等の際には、その後の保育園・幼稚園を安定的に運営していくため、財政的な面も含め、民営化も選択肢の1つとして総合的に検討してまいります。

また、当市では、育児休業を取得した場合でも、退園(育休退園)にはならず継続入所することができます。ただし、継続入所ができる期間は、産まれた子が満1歳に達した月の月末までとなります。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】保育施設等への指導監査については、指導保育士からの助言を受けられる体制のもと実地検査を行い、引き続き、安全・安心な保育のための実態把握に努めてまいります。

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

【回答】乳幼児等通園支援事業は、適切に事業を実施できると本市が認可した事業者が行います。監査等で実施状況や内容は確認していく予定です。自治体独自の補助については、現時点では予定はありません。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【回答】引き続き、適切な支給決定事務に務めます。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】引き続き、適切な支給決定事務に務めます。

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

【回答】引き続き、支援体制の充実に努めてまいります。

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】帯状疱疹ワクチンの助成については、今年度から任意予防接種費助成を実施していますが、他の任意の予防接種の助成は、現在予定していません。近隣の助成の実施状況をみながら検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌・帯状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】生活保護世帯・市民税非課税世帯に属する方の自己負担は、費用免除しております。費用の引き下げの実施予定はありません。帯状疱疹ワクチンについては任意

予防接種費助成を実施しています。高齢者肺炎球菌ワクチンについては、任意予防接種の実施の予定はありません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】産婦健康診査の助成は、令和5年度より2回に拡充しております。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】健診が実施できるよう検討してまいります。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦歯科健康診査の助成を1回行っています。産婦歯科健康診査の拡充については、予定はありません。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】現在、常勤、会計年度任用職員各1名の歯科衛生士を配置しています。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安い病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】医局訪問、看護学校訪問等を行い病院のPRをして、医師、看護師等が確保できるように努めています。また、研修医、看護師については修学資金制度があり、確保につながっています。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】適正配置に努めています。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さら

なる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【回答】引き続き、支援体制の充実に努めてまいります。

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

以上